

## 河内町告示第10号

平成28年第2回（3月）河内町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成28年3月22日

河内町長 雑賀正光

1. 期 日 平成28年3月28日

2. 場 所 河内町議会議場

3. 事 件

河内町一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定について

河内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
を改正する条例について

平成27年度河内町一般会計補正予算（第9号）

平成27年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

平成28年第2回  
河内町議会臨時会会議録

平成28年3月28日 午前10時20分開会

1. 出席議員 12名

1番	篠原佳治君	2番	高橋利彰君
3番	高橋稔君	4番	野澤良治君
5番	小更雅之君	6番	諸岡周示君
7番	雑賀茂君	8番	服部隆君
9番	星野初英君	10番	福智正之君
11番	大野佳美君	12番	宮本秀樹君

1. 欠席議員

なし

1. 出席説明員

町長	雑賀正光君
総務課長	羽田健二君
企画財務課長	藤井俊一君
都市整備課長	吉田茂久君
秘書広聴課長	石山正光君
水道課長	椿法男君
経済課長	諏訪洋一君
教育課長	大野繁君
教育委員会事務局長	萩原治夫君
町民課長	林博行君
福祉課長	大槻正己君
出納室長	石山和雄君
子育て支援課長	秋山豊君

1. 出席事務局職員

議会事務局長 岩橋弘

## 1. 会議録署名議員

6番 諸岡周示君

7番 雑賀茂君

## 1. 議事日程

---

### 議 事 日 程

平成28年3月28日（月曜日）

午前10時20分開会

#### 議事日程

日程1. 会議録署名議員の指名について

日程2. 会期の件について

日程3. 議案第1号 河内町一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定について

日程4. 議案第2号 河内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程5. 議案第3号 平成27年度河内町一般会計補正予算（第9号）

日程6. 議案第4号 平成27年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

## 1. 本日の会議に付した事件

日程1. 会議録署名議員の指名について

日程2. 会期の件について

日程3. 議案第1号

日程4. 議案第2号

日程5. 議案第3号

日程6. 議案第4号

---

午前10時20分開会

○議長（野澤良治君） おはようございます。ただいまより、平成28年第2回河内町議会臨時会を開会いたします。

本日の出席議員は12名です。よって、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

ここで、北澤雅志氏外1名の傍聴を許可いたします。

---

○議長（野澤良治君） 日程1、会議録署名議員の指名でございますが、議長指名でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） それでは、

6番 諸岡周示君

7番 雑賀茂君

両名を指名いたします。よろしく申し上げます。

---

○議長（野澤良治君） 日程2、会期の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日3月28日の1日としたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は3月28日の1日と決定いたしました。

なお、本日の会議内容は、お手元に配付の議事日程のとおりでありますので、ご了承くださるようお願いいたします。

---

○議長（野澤良治君） 日程3から日程6の審議に入るに当たり、執行部より提案理由の説明を求めます。

雑賀町長。

〔町長雑賀正光君登壇〕

○町長（雑賀正光君） 皆さんおはようございます。本日は、平成28年第2回河内町議会臨時会にお集まりをお願いいたしましたところ、議員の皆様にはご参集を賜り厚く御礼を申し上げます。

今月の10日と18日に中学校と小学校の卒業式がありました。一つの階段を上り終えたことの晴れやかな笑顔と母校を去ることの寂しさが織りなす式と卒業生を見ておりますと、こちらの気持ちも清々と改まり、河内町のために何かをしなければいけないという気持ちが改めて湧いてまいりました。

それでは、本日ご提案いたします議案4件の概要につきましてご説明申し上げます。

議案第1号 河内町一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

本件は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、行政の多様化への対処及び効率的運営を確保するため、専門的な知識経験を有する者の任期を定めた職員を採用するため、本条例を制定するものであります。

議案第2号 河内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本件につきましては、学校教育法等の一部を改正する法律が平成28年4月1日から施行されることに伴い、厚生労働省の関係省令の整備等に関する省令が公布され、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されたことにより、本条例の一部を改正するものであります。

議案第3号 平成27年度河内町一般会計補正予算（第9号）についてご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額に8,660万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ50億7,374万5,000円とするものであります。

第1表の歳入予算につきましては繰越金を増額するものであり、歳出予算につきましては総務費を増額するものであります。

議案第4号 平成27年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額に346万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億3,809万円とするものであります。

歳入予算につきましては繰越金を増額するものであり、歳出予算につきましては諸支出金を増額するものであります。

以上、議案4件についてご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長（野澤良治君） ご苦労さまでした。

提案理由の説明は終わりました。

---

○議長（野澤良治君） 日程3、議案第1号 河内町一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

羽田総務課長。

○総務課長（羽田健二君） 議案第1号 河内町一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定についての概要説明でございますが、このたびの固定資産税の課税誤りの事務処理につきまして、専門的な知識を有する職員を任期付職員として採用いたしたく、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、本条例を制定するものであります。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） ご苦労さまでした。

議案第1号の質疑を求めます。

7番雑賀 茂君。

○7番（雑賀 茂君） 今回の本条例の制定ということでございますけれども、専門的な知識を要することで、制定して職員を4月から採用するということでございますが、現行

の職員体制、あとは例の組織体制で十分できるような感じもするのですが、その辺どうでしょうか、まず第1点目。

第2点目は、この条例は4月1日から施行、4日から職員を採用すると、そういうことを先ほどお伺いしましたけれども、まず採用する場合、本条例の何条を根拠に採用するのか、これが2点目。

3点目は、この条例第6条に言う給与の特例ですか、その中で、特定任期付職員、これは第2条に規定する職員だと規定しておりますけれども、法律では第2条第1項については特例とし、第2項については一般任期付と、そういう区別をしておりますが、条例についてはそういった区別はしないのでよろしいのですか。

まず、この3点お伺いしたいと思います。

○議長（野澤良治君） 羽田総務課長。

○総務課長（羽田健二君） 今の第1点目の現体制の職員で対応できないかということでございますけれども、これにつきまして、先ほどの全員協議会でも私のほうから説明したのですが、件数が800余りの件数、あと金額も多大な費用がかかるということで、町長から現体制では十分な対応ができかねるのではないかという心配がありまして、そういう専門的な知識を有する職員を任期付で採用したいということがありまして、調べましたところ、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律というのがありまして、近隣ですと利根町、龍ヶ崎市、牛久市などが制定しておりますので、そういう形に倣って本条例を制定して任期付の職員を4月から採用したいということで提案させていただきました。何条の規定ということでしたけれども、第2条の第2項第3号で考えております。

あと3点目の6条というのがありますけれども、近隣の市町村の条例とか参考にしながら、うちの条例としては、この2条に規定する職員について、この給与の特例第6条で決まっている1号、2号それぞれ金額で支給したいということで規定したということでございます。

○議長（野澤良治君） 7番雑賀 茂君。

○7番（雑賀 茂君） 今、根拠というお話をしましたけれども、なぜそういうことを言ったかというのは、任用期間が異なるんですよ。5年、3年、そういうことで異なりますので、これ法律を見てもらえばわかると思いますが、その法律をもう一度、よく斟酌というか、精査していただいて、ご検討いただきたいと思います。

あと6条で、給料月額1号給で37万1,000円、2号給で41万8,000円、この1号給、2号給の差、なぜ差を設けたのかということと、あとは給料を出すわけですが、そういった予算措置はしておるのかどうか。総務課長もご存じだと思いますが、予算を伴う条例については、地方自治法の222条の規定によって、予算措置がなければ条例の提案をしてはならないと規定しておりますけれども、その辺もどういう解釈をしておるのかお伺いしたいと思います。

○議長（野澤良治君） 羽田総務課長。

○総務課長（羽田健二君） 今の任用期間ということでございますけれども、課税の、先ほどあったようにほぼ1年程度、還付が5月から始まって、その前に3月31日に通知を行いますので、実際的な還付が5月2日から始まって、800何件、国保とかも絡みますので、恐らく二、三カ月で済むようなことではないと思いますので、ほぼ1年、来年の3月31日までを考えております。

確かに予算措置というのがありますが、とにかく町としてはどうしてもこの専任の職員を置きたいということで、現時点の職員給与の中で対応していきたいと考えております。ご理解をいただきたいと思います。

○議長（野澤良治君） 7番雑賀 茂君。

○7番（雑賀 茂君） 随分苦しい答弁のような感じもしましたが、最後に、職員というのは、人材というのは育てるものということでもございますので、優秀な職員を皆さん方の先輩方の知恵と経験で若い職員を育てていていただきたいと思います。それで十分このような事例が起きたときも賄えるような、そういった組織というか、職員でお願いしたいと。これは私の願望ということでございますけれども、以上で私の質問を終わります。

○議長（野澤良治君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（野澤良治君） 日程4、議案第2号 河内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

秋山子育て支援課長。

○子育て支援課長（秋山 豊君） 私のほうから、議案第2号 河内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本件は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴い、厚生労働省の関係省令の整備等に関する省令が公布され、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改

正されました。

小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」が新たに追加されたため、本条例の第10条第3項第4号の放課後児童支援員の資格基準に「義務教育学校」の文言を加えるものであります。

なお、本条例は平成28年4月1日から施行するものであります。

以上です。

○議長（野澤良治君） ご苦労さまでした。

議案第2号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（野澤良治君） 日程5、議案第3号 平成27年度河内町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

藤井企画財務課長。

○企画財務課長（藤井俊一君） 議案第3号 平成27年度河内町一般会計補正予算（第9号）についてご説明申し上げます。

議案第3号は、平成27年度河内町一般会計補正予算でありまして、既定の予算総額に8,660万6,000円を追加し、予算の総額を50億7,374万5,000円とするもので、歳入歳出予算について補正するものであります。

第1表の歳入歳出予算のうち、歳入につきましては、繰越金を8,660万6,000円増額計上するもので、歳出につきましては、総務費の徴税費として固定資産税の課税誤りにより生じた返還金等、合わせて8,660万6,000円を計上するものであります。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） ご苦労さまでした。

議案第3号の質疑を求めます。

7番雑賀 茂君。

○7番（雑賀 茂君） 今回、8,000万円余の還付ということでございますが、膨大なる還付というか、金額だと思います。内容については、原因等については先ほど説明受けまし

た。そうすると、これからのこういった間違いをなくす対策、その対策というものを具体的にどういった考えに基づいてやるのか、それをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（野澤良治君） 藤井企画財務課長。

○企画財務課長（藤井俊一君） 今後は、職員の理解、また知識力を高め、担当者間の相互の事務処理の手順なども再確認し、連携強化を図っていき、納税者の皆様には広報紙等でもわかりやすく説明して、こういったことが起こらないよう万全を期して進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） よろしいですか。

○7番（雑賀 茂君） 了解しました。

○議長（野澤良治君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（野澤良治君） 日程6、議案第4号 平成27年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

林町民課長。

○町民課長（林 博行君） 議案第4号についてご説明申し上げます。

平成27年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、既定の予算に歳入歳出それぞれ346万6,000円を増額し、歳入歳出の予算総額をそれぞれ16億3,809万円とするものであります。

歳入は、10款繰越金346万6,000円を増額するものであります。

歳出は、10款諸支出金で、資産税割の税額更正により、1項償還金及び還付加算金346万6,000円を増額するものであります。

以上です。

○議長（野澤良治君） ご苦労さまでした。

議案第4号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（野澤良治君） 以上をもちまして、本臨時会の全日程が終了いたしました。

これにて平成28年第2回河内町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時40分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

河内町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員